

撮影申請について（プール以外）

1 申請から承認までの流れ

東京アクアティクスセンター管理区域内で撮影を行うには、承認が必要です。

「撮影申請書」及び撮影内容のわかる企画書等を当水泳場サービス担当までご提出ください。撮影希望日の1週間前までの受付となります。仮押さえはできません。

なお、次の（1）から（3）の場合は承認できません。

区分	基準内容	
（1）日時	催物等で混雑が予想される場合	
（2）場所	別紙に掲げる撮影可能場所以外での撮影等	
（3） 行為及び携行物	ア 人の排除	通行者を排除又は通行の妨げになる撮影等
	イ 公序良俗	暴力、犯罪、性的シーン等及び善良の風俗を乱す恐れのある撮影等
	ウ 音量	通行者や近隣に迷惑を及ぼす恐れのある音量等を伴う撮影等
	エ 乗り物	自動車・オートバイ・自転車等を使用した撮影等
	オ 模型	ラジコン・ドローンを使用した撮影等
	カ その他	火気の使用、放水等のほか東京アクアティクスセンターでの撮影が好ましくないものと承認者が判断する撮影等

2 撮影に係る料金

【撮影協力金】	11,000 円/h
---------	------------

〈その他〉

- 3階エントランス 24,500 円/日
- 第一会議室 A～D（1室） 1,000 円/2h * 会議室全体 3,600 円/2h
- 一時占有 70 円/m²
- 電源使用（1kw） 100 円/2h * 3階エントランス、第一会議室のみ使用可
- 駐車場（大型車） 1,600 円/日

3 承認時間

原則として、午前9時から午後5時まで

4 撮影可能エリア

屋外デッキ、3階エントランス

5 撮影料金の支払いについて

- （1）撮影許可が出た後、速やかに施設使用申込を行い、施設利用料金をお支払いください。
- （2）一度お支払いいただいた利用料金及び撮影協力金の返還はできません。

6 その他

(1) 撮影等の内容・方法が申請と異なったり、次の事項に該当する場合は、撮影を中止していただくことがあります。

- ① 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 集团的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ③ 東京アクアティクスセンターの業務に支障をきたすおそれがあると認められるとき。
- ④ 東京アクアティクスセンターの施設・設備、備品及び物品に悪影響が生ずると認められるとき。
- ⑤ 撮影申請者及びその関係者が、この遵守事項または館の指示に反するおそれがあると認められるとき。
- ⑥ 館の利用者及び近隣に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- ⑦ その他、撮影等を承認することが適当でないとき。

(2) 撮影時間には、搬入搬出の時間を含みます。

(3) 撮影時は、腕章等を着用し、撮影中であることを周知してください。

(4) 当水泳場職員の指示があった場合は、従ってください。

7 お問い合わせ・連絡先

東京アクアティクスセンター サービス担当

Email : aquatics-c@tef.or.jp Tel : 03-5534-6410

個人情報の取扱いについて

- (1) ご記入いただきました個人情報は、東京アクアティクスセンターにおける撮影許可申請に係る目的のみで利用いたします。利用目的にご同意の上、ご記入ください。
- (2) ご記入いただきました個人情報は、本人の同意なしに第三者へ提供しません。
- (3) 当事業団が保有している個人情報の開示、訂正又は削除、及び利用停止の要求があった場合には、対応いたします。
- (4) 開示・訂正等の手続き方法及び受付窓口等については当事業団ホームページをご覧ください。下記相談窓口までお問合せください。
- (5) 個人情報をご提供いただくことは任意ですが、ご提供いただけない場合は(1)の目的が遂行できない場合があります。

<公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 お客さま相談窓口>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-29-9 日本パーティビル 3階

TEL : 03-6380-4955 FAX : 03-6380-4877 メールでのお問合せ privacy@tef.or.jp

<個人情報保護管理者> 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 事務局長